

軽自動車税減免手続きのご案内

日頃から町田市税務行政にご理解ご協力賜り感謝申し上げます。

青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを行っている団体又はその構成員が所有し、専ら当該活動に供されている軽自動車について、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

令和8年度の軽自動車税の減免申請をされる方は、以下の書類を準備の上、

2026年6月1日（月）までに手続きを行ってください。なお、窓口での受付に加え、**郵送での受付**も行います。

《申請する際に必要な書類》

- 1 令和8年度軽自動車税減免申請書（1台につき申請書1枚の記入をお願いします）
- 2 軽自動車税納税通知書 （支払わずに、必ず持参もしくは郵送してください）
- 3 令和8年度自治会の活動に関する事業計画書
- 4 令和7年度自治会の活動に関する実績報告書
- 5 主に運転する方の運転免許証又は当該車両の運転日誌（概ね3ヵ月分）
※マイナ免許証のみを保有している方は、事前にご連絡ください。
- 6 青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書
- 7 令和8年度に発行された自動車の使用状況に関する証明書
- 8 青色回転灯を装備する公益用軽自動車の前後左右の写真 （青色回転灯の装備及び警視總監が交付した標章の掲示が確認できるもの）
- 9 自動車検査証（写し可）
- 10 地縁による団体認可を受けている場合は地縁団体台帳（写し可）

※代理人として法人の方が窓口で申請する場合は事前にご連絡ください。

○納税義務者が個人の場合は上記に加えて以下の書類が必要です。

- 1 1 納税義務者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しのうちいずれか1点（写し可）
- 1 2 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等）

《申請場所》

町田市役所 財務部 市民税課 諸税証明係 2階206窓口

《申請期限》

2026年6月1日（月）必着

※期限を過ぎますと減免の申請を受けることができません。必ず期限内に申請手続きをして下さい。

裏面もお読みください。

《注意事項》

- 1 減免申請は毎年度申請手続きが必要です。
- 2 納税通知書ではお支払いにならないでください。お支払い後は減免が受けられません。
- 3 減免申請受付後に審査及び決定を行い、6月末までに減免決定通知書を送付いたします。減免決定通知書には**軽自動車税納税証明書（継続検査用）**が添付されておりますので車検の際はこちらをお使いください。なお、減免申請後、減免決定通知書が届くまでに車検用の納税証明書が必要な方は申請時にお申し出ください。
- 4 納税通知書到着後から1週間程度は窓口が大変混み合いますのでご注意ください。

《問合せ・送付先》

〒194-8520

町田市森野2丁目2番22号

町田市役所 財務部 市民税課 諸税証明係

電話042-724-2113（直通）

FAX 050-3085-6084